

2019年5月15日

お客様各位

株式会社日鉄コミュニティ
代表取締役社長 赤井直也

国土交通省からの監督処分に係る業務改善措置について

弊社は、2019年4月15日付けの国土交通省からの「指示処分」を厳粛に受け止め、下記の業務改善措置を講じ、再びこのようなことを起こさないよう再発防止に努めています。

お客様並びに関係者の方々に多大なるご迷惑をお掛けしましたことを改めて深くお詫び申し上げます。

記

1. 違反行為及び処分の内容の周知徹底

今回の違反行為の内容及びこれに対する処分内容について、役職員に対し、周知徹底いたしました。

2. マンションの管理の適正化の推進に関する法律及び関係法令等の遵守の徹底並びに社内研修・教育の継続的实施

(1) マンション管理業の従事者（管理員を除く）を対象に2018年11月から12月の期間において、法令遵守、コンプライアンス意識の向上と金銭取扱いルール、再発防止策の確認を目的に研修を実施いたしました。

(2) 管理員に対しては、定期的で開催している研修会において、管理事務室における金銭取扱い等について、会社の方針やルールの再確認を行うなどの研修を継続的に実施しています。

(3) 上記の他、全社員に対して、コンプライアンスに関する研修・教育を継続的に実施してまいります。

3. 日常の業務運営に関する調査・点検と業務管理体制の整備

管理組合財産の管理を適正に行うために日常の業務運営に関する調査・点検を実施し、業務フローについて所要の見直しを行いました。その結果を踏まえ、下記4. 記載のとおり再発防止策を策定、実施し、業務管理体制の整備を図っています。

4. 再発防止策の策定と継続的实施

- (1) 再発防止策として、業務を実施する会社に対する支払いは原則振込のみとし、支払いが現金となる場合には、原則として管理組合様からのご指示を文書により確認することといたしました。
- (2) また、管理組合様に対して弊社の窓口となるフロント担当者の行為および定例業務以外の業務にかかる管理組合様の資金の支払いについて、上席または社内関係部署もしくはお客様によって適正なチェックが行われるような仕組みを構築し、フロント担当者をはじめとする管理組合様の資金の取扱いに関わる者に対してより一層の牽制を図ることといたしました。

以 上

【本件に関するお問合せ先】

株式会社日鉄コミュニティ 業務統括部 03-6858-8618
(受付時間 9:00~17:30 土曜日・日曜日・祝日除く)